

Global Framework on Chemicalsの概要

環境省 環境保健部 環境安全課

1. SAICMの概要と評価

SAICMの概要

SAICM・・・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (Strategic Approach to International Chemicals Management)

- 2020年目標※を達成するために、2006年の第1回国際化学物質管理会議 (ICCM1 : International Conference on Chemicals Management) で採択。
- 多様な分野・主体による化学物質管理に関する自主的な取組。

※ 2020年目標 : 2020年までに化学物質が人の健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにする。

SAICMを構成する三つの文書

ドバイ宣言

2020年目標を確認する30項目からなるハイレベル宣言。

包括的方針戦略

SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。
(5つの目的：リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力形成と技術協力、違法な国際貿易)

世界行動計画

SAICMの目的を達成するために関係者が取り得る行動についてのガイダンス文書。行動項目、実施主体、スケジュール等をリストアップ。

SAICMにおける政策課題等

- SAICMの進行管理を行う国際化学物質管理会議の下で、第2回会合以降、新規政策課題・その他懸念課題の取り扱い等について議論。
- 特定された課題については、関心のある国際機関、政府、産業界、NGO等が協力して情報共有・集約や普及啓発、政策立案支援等を実施。

新規政策課題 (Emerging Policy Issues: EPIs)

化学物質のライフサイクルのいずれかの段階に関する課題であって、一般的にまだ認知されていない、十分対処されていない、又は現在の科学的情報から生じている課題で、人の健康や環境に著しい悪影響を与える可能性がある課題

- 塗料中鉛
- 製品中化学物質
- 電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質
- ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料
- 内分泌かく乱作用を有する化学物質
- 環境残留性のある医薬汚染物質

その他懸念される課題 (Issues of Concern)

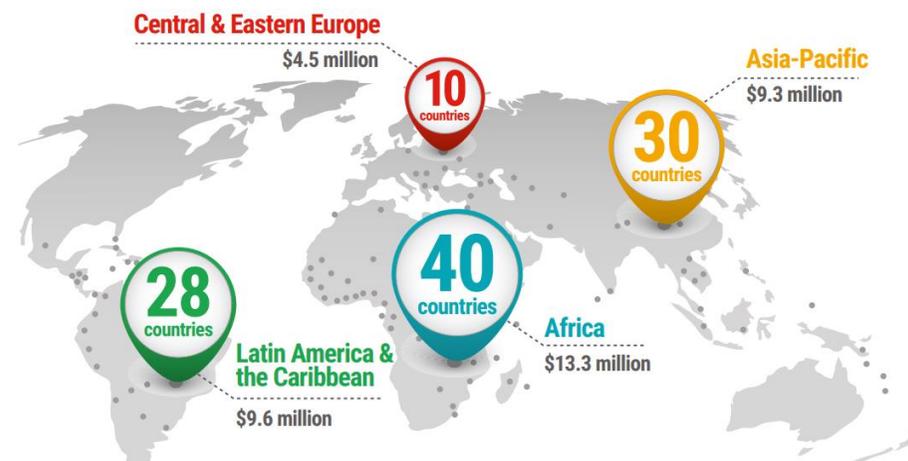
- ペルフルオロ化合物の管理と安全な代替物質への移行
- 毒性の高い農薬

SAICMに基づく能力形成

- SAICMの実施を支援するため、UNEPやGEF（地球環境ファシリティ）において資金援助メカニズムが整備された。

UNEP「Quick Start Programme」

- 2006年の第1回国際化学物質管理会議においてUNEPの下に設立。
 - 途上国等での初期的な能力形成・取組実施を支援する少額支援プログラム。
 - 2006～19年に、計108か国で184プロジェクトを実施。47.9百万ドルの支援。



GEF「化学物質と廃棄物フォーカルエリア」

- GEFの化学物質と廃棄物フォーカルエリアにおいてSAICMの新規政策課題（塗料中鉛、製品中化学物質等）に対応したプロジェクトを組成。

UNEP「Special Programme」

- 2014年のUNEA1の決議を受け、2015年、UNEPの下に国主導の組織強化を目的とした資金提供メカニズム「Special Programme」を設立。2022年に設置期間を延長。
 - BRS条約、水俣条約及びSAICMの実施能力の向上を支援。
 - 57のプロジェクトを承認。15.2百万ドルの支援。

SAICM国内実施計画の策定と点検

様々な主体の関与
(化学物質と環境に関する
政策対話における議論)

国民各層の意見反映
(パブリックコメントの実施)

○ SAICM国内実施計画 < 包括的な化学物質に関する今後の戦略 >

~6つの柱~ 具体的な取組事項

- 科学的なリスク評価の推進
- ライフサイクル全体のリスクの削減
- 未解明の問題への対応
- 安全・安心の一層の増進
- 国際協力・国際協調の推進
- 今後検討すべき課題

2012年策定

○ SAICM国内実施計画の進捗状況について

実施状況の点検
(化学物質と環境に関する
政策対話、パブコメ)

結果の公表
ICCM 4 への報告

2015年策定

○ SAICM国内実施計画の進捗に関する総括

実施状況の点検・総括
(化学物質と環境に関する
政策対話、パブコメ)

結果の公表

2020年策定

国による取組の点検結果概要

重点検討項目①科学的なリスク評価の推進

科学的なリスク評価を効率的に推進するため、**現行の枠組みに基づきリスク評価を着実に推進するとともに、リスク評価に係る新たな手法の検討等を実施**した。

【例：農薬取締法の一部改正により、令和2年度より農薬のリスク評価対象が生活環境動植物へ拡大。（環・農）】

重点検討項目②ライフサイクル全体のリスクの削減

化学物質の製造・輸入・使用から排出、廃棄にいたる**ライフサイクル全般を通じて各種法令による規制や事業者による管理を促進し、過去に製造された有害化学物質や汚染土壌への対策、事故時の対応の推進等**を実施した。

【例：平成21年の化学物質審査規制法の一部改正により、既存化学物質も含めた包括的管理制度が平成23年度より導入された。また、平成29年の改正時には審査特例制度における全国数量上限の見直しや一般化学物質のうち毒性が強い化学物質の管理の強化が行われた。（厚・経・環）】

重点検討項目③未解明の問題への対応

化学物質の**内分泌かく乱作用やナノ材料のもつリスクの評価手法の確立のための取組、子どもの健康と環境に関する全国調査**（エコチル調査）やこれらを含めた新たな課題に関する調査・研究と、**調査研究状況に関する情報発信**や**ナノ材料に係る各種ガイドライン**等の必要な対応について示すことにより関係する各主体による予防的な取組の促進を実施した。

重点検討項目④安全・安心の一層の推進

国民の安全・安心の確保の基盤となる各種の環境モニタリングを実施・結果の公表を行うとともに、科学的なリスク情報等に基づくリスクコミュニケーション、製品に含まれる化学物質に関する情報の伝達のための取組を推進した。

重点検討項目⑤国際協力・国際協調の推進

OECD等の**国際機関等における化学物質のリスク評価手法の開発、国際調和、及びデータの共有等の取組を推進**した。また、水俣病をはじめとする公害の教訓による我が国の化学物質対策に係る技術等を活かした、**途上国等への情報発信・技術支援等の取組を実施**した。

国以外の主体ごとの取組と点検結果概要

地方公共団体（47都道府県、政令指定都市20市）

【SAICM国内実施計画において期待される役割】

地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすことが期待される。

【取組状況】

法令等に関する地方公共団体の取組は十分に実施されており、**国の法令をより広く周知するための地域セミナー等の開催**や、**より厳しい規制を推進するための条例整備**等、**地方公共団体による独自性の高い取組**も確認された。

市民団体・消費者団体

【SAICM国内実施計画において期待される役割】

NGO/NPOは、各主体に対して、化学物質のリスクに関する客観的でわかりやすい情報提供やアドバイス等、積極的な取組を自ら行うとともに、国民、事業者、行政等の各主体による活動のつなぎ手となることが期待される。

【取組状況】

消費選択のあり方など消費者として主体的に行動を進めて行くための考え方や、市民の認知度がまだ高くはない課題等に対して、**勉強会の開催**、**市民向けのセミナー・講演会の開催**、**HPやパンフレットを通じた市民への情報提供**、**市民からの相談対応**といった幅広い取組や**政策提言**等が行われていることが確認された。

業界団体・労働団体

【SAICM国内実施計画において期待される役割】

労働者は、危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質の製造又は取扱い等の作業に従事するに当たって、法規制を遵守するとともに、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力することが期待される。
事業者は、製造、輸入、販売、使用、廃棄等を行う際に、関係法令を遵守するだけでなく、自主的な化学物質のリスクの評価・管理、情報提供、地域住民との対話等に取り組むことが期待される。

【取組状況】

新たな取組として、**サプライチェーンを通じた事業者における化学物質管理活動の推進**、グローバル展開や更なる理解の浸透をふまえた**消費者への情報提供**、新たな環境課題として関心が高まる**SDGs達成に向けた取組**等が各団体により実施されていた。

これまでのSAICMの評価

- ICCM5に向けて、これまでの関連報告書やアンケート調査を踏まえた包括的方針戦略や関連指標への進捗レポートが事務局から公開された。2020年目標が不達であったことも併せて言及されている。

包括的方針戦略への進捗

- **リスク削減 (目標A)** : 第1回報告(2009-2010)時点で活動の実施率は約50%と良好。
- **知識と情報 (目標B)** : 2009-2016年に最も進展 (活動数は26%増)。SAICM Knowledge Management Platformは情報発信や情報共有、各国の規制枠組みの情報提供等に貢献。
- **ガバナンス(目標C)** : 第3回報告(2016末)までの活動実施率は43%で改善の余地あり。
- **能力形成/技術協力(目標D)** : 第3回報告(2016末)までの活動実施率は31%で改善の余地あり。
- **不法取引 (目標E)** : 第1回報告(2009-2010)以降、完了した活動数が約25%増。

SAICMの強み・成功

- **多様な主体・部門による自主的枠組みであることによる多様な参加や取組。**
- 化学物質と廃棄物分野におけるジェンダーの主流化と男女同等な貢献を確認。
- EPIsの指定による優先順位を付けた取組に進展 (特に塗料中鉛対策は成功)。
- QSPは大きな成功 (2006~2019年に47.9百万ドル以上を108か国に動員)。

SAICMの課題・改善点

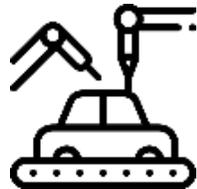
- リソース (能力形成・技術協力支援、能力形成ニーズの特定と優先化、開発支援プログラムの策定、支援プロジェクト等) の不足。
- 産業界の参加が限定的。
- 適正管理に関する途上国と先進国のギャップ増。
- インパクト指標の不足。
- 進捗評価に当たってのデータ不足。
- フォーカルポイントの実施能力不足 (環境部門と他部門の政府内連携等)。

UNEP-GCO IIにおける現状認識

- Global Chemicals Outlook II (UNEP 2019) では、**現状ではSAICM目標「2020年までに化学物質の有害な影響を最小化」を達成するのは困難**として、政策立案者らに対して早急な対策を要請。解決策は存在するものの、全ての利害関係者によるより野心的な世界的行動が緊急に必要とした。



新興国等での**化学産業の成長**と国際的な**サプライチェーンの複雑化**



化学集約的な産業部門（建設、農業、電子機器）の成長



有害物質及び汚染物質（プラ廃棄物や医薬品）の**大量排出**に伴う環境・ストック中の蓄積



化学物質による**健康被害**（160万人/年以上）と化学物質汚染による**生態系サービスの損失**



国際条約と自主管理により一部のリスクが軽減されたが**不均一な進展**



途上国等の法律・能力のギャップ解消のための**リソース不足**に対処する革新的資金調達



化学物質管理に係る**知見の共有**、有害性評価～代替品評価の相互受入によるリソース節約



先進企業による持続可能なサプライチェーン管理・素材情報開示・法令順守を超えたリスク削減等



消費者の需要、グリーンで持続可能な化学に関する**教育**・スタートアップ企業等による**イノベーションの推進**



グローバルな**知識ギャップへの対処**（科学者と政策決定者の協働の強化等の科学・政策インターフェース）

2. 次期枠組みに係る議論

次期枠組みの策定プロセス

- 2015年のICCM4において、2020年以降の化学物質と廃棄物の適正管理に関する次期枠組みを検討するための**会期間プロセス（IP）の開始を決定**し、ICCM5にかけて議論。

国際動向

- 第1回会期間会合@ブラジル
- 第2回会期間会合@スウェーデン
- 第3回公開作業部会@ウルグアイ
- 第3回会期間会合@バンコク
- バーチャル作業グループ会合
- 第4回会期間会合@ルーマニア、ケニア、ドイツ
- 第5回化学物質管理会議@ドイツ
(2023年10月)**

- GFCの枠組みの採択
- GFCの運用に資する関連決議の採択
- ハイレベル宣言（ボン宣言）の承認
- SAICMの総括

国内動向

2017



2023

化学物質と環境に関する政策対話

- SAICM国内実施計画の点検・評価
- 結果の取りまとめとIPへのインプット

次期枠組みの策定プロセス

- 2015年のICCM4において、2020年以降の化学物質と廃棄物の適正管理に関する次期枠組みを検討するための**会期間プロセス（IP）の開始を決定**し、ICCM5にかけて議論。

第4回会期間プロセス会合第3部（IP4.3；2023年9月23日～24日）

- ICCM5で採択する次期枠組み文書の最終化にあたり、未合意事項が多く残る以下の事項を議論。
 - 戦略目標とターゲット（戦略目標とその下に置かれる個別のターゲットの文言や達成期限等）
 - 能力形成の促進方法（ニーズとシーズのマッチング機能等）
 - 資金的配慮（先進国の拠出、産業界への課税、新規基金の設置等）
 - 進捗把握（次期枠組み全体の進捗に関する測定枠組み）

第5回国際化学物質管理会議（ICCM5；2023年9月25～30日）

- 次期枠組み文書の最終化と採択及び次期枠組みの運用に資する関連決議の検討。
- ハイレベル宣言（ボン宣言）の検討と採択及び各国によるステートメント（ハイレベルセグメントを開催、我が国からは松澤地球審議官が参加）。



ハイレベルセグメント出席者

ボン宣言（Bonn Declaration）の概要

- 2030年アジェンダの達成における化学物質・廃棄物の適正管理の必要性、未達となった2020年目標、化学物質汚染による影響等を認識しつつ、**化学物質と廃棄物の適正管理の推進やGFCの実施に向けて以下をコミットしたボン宣言をハイレベルセグメント採択し、ICCM5で承認。**

適正管理の推進に向けたコミット

- 有害物質に関するばく露防止/段階的廃止/安全管理
- 循環型経済への移行
- 協調と協力（化学物質と廃棄物分野の国内政策への統合・主流化等）
- 安全・持続可能に向けた研究と技術革新の促進
- 能力形成・技術移転・財政支援の強化
- 化学物質情報と正義へのアクセス、多様な部門と主体の参加を通じた管理
- 科学・政策パネル及びプラスチック汚染条約の策定プロセスへの関与
- 国際機関に、信頼できるデータ生成と科学的根拠に基づく行動と連携の促進や、GFCを支援するための協力と協調及び統合を呼びかけ
- バリューチェーンとサプライチェーンにおける、民間部門と産業界によるリーダーシップ、コミットメント、パートナーシップ、投資
- 全ての部門にわたる全ての関係主体の参加と行動

GFCの実施に向けたコミット

- 化学物質と廃棄物の枠組み、戦略、法令及び行動計画を策定し、採択
- 他の既存の国連多国間協定、基準及び約束の実施を支援し、その達成を補完する国内行動を増大
- 農薬が健康や環境に及ぼす悪影響を防止、あるいは実行可能でない場合は最小限に抑えることで、食品、飼料及び繊維の安全な生産を増大
- 人の健康、特に女性とこどもの健康を保護
- バリューチェーンとサプライチェーンを通じ、働きがいのある、安全、健康的かつ持続可能な労働を促進
- あらゆる資金源からの、持続可能、予測可能、適切かつアクセス可能な長期資金調達を強化
- 川下産業の使用量、労働者及び消費者への悪影響を低減した、安全で持続可能な化学物質の開発と提供を強化
- 有害な化学物質と廃棄物の違法取引を撲滅するための協力を増大

ICCM5と化学物質に関する世界枠組み（GFC）の概要

日程	2023年9月25日～29日
場所	ボン（ドイツ）
参加者等	約110か国・地域、国際機関、保健・労働部門、産業界、NGO等
議長	Dr. Anita Breyer（ドイツ）



出典：SAICM HP

ICCM5の概要

- 2006年に策定された「**国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)**」の後継となる枠組み等を議論。
- 今後の化学物質・廃棄物の適正管理に関し、自主的かつ多様な主体が関与する世界的な枠組みとして「**Global Framework on Chemicals (GFC) – For a planet free of harm from chemicals and waste**」を採択。
- 化学物質と廃棄物の適正管理への政治的コミットメントを示す「**ハイレベル宣言（ボン宣言）**」を採択。

Global Framework on Chemicalsの概要

- 多様な分野**（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における**多様な主体**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理の枠組み。
- 5つの戦略目的**（①能力・法制度の整備、②知識・情報・データ、③懸念課題、④より安全な代替、⑤意思決定プロセスへの統合）とそれを実現するための**個別ターゲット**を設定。
- 実施に当たっての**メカニズム**、**懸念課題の特定**、**能力形成方法**を設定。
- 資金確保に関する**統合アプローチ**（**化学物質管理の主流化**、**民間部門の関与**、**基金の活用**）をハイライト。
- 透明性があり利用しやすい**オンラインツール**を導入した**進捗報告・開示**や進捗を適切に把握するための**測定枠組み**を設置。

我が国の貢献

- 個別議題の議論で共同議長を務め、合意形成に貢献。
- GFCの進捗把握の手法を提案し、GFCの枠組みとして反映。
- これらの貢献が評価されICCM6までの委員（アジア太平洋地域の地域フォーカルポイント）に選出。

SAICMとGFC

GFCは、SAICM2020年目標の未達を受け、SAICMの理念・構造等を基本的に継承しつつも、国際化学物質管理に関する課題に野心的に対応するため、戦略目標やターゲットの設定等が全体的に更新されている。

SAICMとGFCの比較要素例

	SAICM	GFC
基本構造	マルチセクター・マルチステークホルダーによる、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な枠組み	
戦略目的とターゲット等	A：リスク削減、 B：知識・情報、 C：ガバナンス、 D：能力開発・技術協力、 E：不法な国際取引 各目的に紐付く276の行動計画	A：法的枠組み等の整備 B：情報共有 C：懸念事項 D：革新的取組 E：意思決定 各目的に紐付く28のターゲット
懸念課題	【新規政策課題】 塗料中鉛 製品中化学物質 電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質 ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料 内分泌かく乱作用を有する化学物質 環境残留性のある医薬汚染物質 【その他懸念課題】 ペルフルオロ化合物の管理と安全な代替物質への移行 毒性の高い農薬	次回国際会議（名称不明）で新規懸念課題の採択を見込む。当面は、SAICMにおける新規政策課題及びその他懸念課題を継続実施。
進捗報告	紙ベースの報告、進捗報告率の低迷	オンラインツールによる報告、進捗の可視化

Global Framework on Chemicalsの構成

セクション	概要
I. 序文	枠組み全体に係る横断的事項（適正管理の必要性、化学物質の役割、マルチセクター・ステークホルダー、GFCの目的、2030アジェンダへの貢献等）
II. ビジョン	「安全・健康・持続可能な将来のための化学物質と廃棄物の害がない地球」
III. スコープ	化学物質のライフサイクル（製品や廃棄物段階を含む）をカバー
IV. 原則とアプローチ	GFCの実施を指南する原則・アプローチ（リオ宣言、知識と情報、透明性、人権、脆弱な集団、ジェンダー、防止、公正な移行、連携と参加）
V. 戦略目的とターゲット	GFCが目指す5つの戦略目標と28のターゲット
VI. 実施支援メカニズム	実施プログラム、国内実施、部門・主体による関与の向上
VII. 懸念課題	懸念課題の定義、推薦・選定・採択プロセス、実施メカニズム
VIII. 能力形成	能力形成の必要性、協力の形態、能力形成・技術移転に向けた戦略の策定
IX. 資金的配慮	統合アプローチ（主流化、民間部門関与、外部専門基金）、パートナーシップ
X. 組織的アレンジメント	国際会議（名称不明）の機能、ビューロの構成、事務局の機能、事務局のファイナンス
XI. 進捗把握	報告の提出と結果の提示、情報提供の要請、第三者による独立評価、測定構造
XII. 枠組みの改正と更新	枠組みの改正と更新メカニズム
付属書	懸念課題の提出・推薦プロセスと作業計画（付属書I）、原則とアプローチのリスト（付属書II）、測定枠組みの全体像（付属書III）

I. 序文

- 枠組み全体に係る横断的事項（適正管理の必要性、化学物質の役割、マルチセクター・ステークホルダー、GFCの目的、2030アジェンダへの貢献等）を言及。

アクションの必要性

- 化学物質と廃棄物の適正管理は人の健康と環境保護に不可欠。
- 化学物質に関する2020年目標は未達であり、全ての関係主体による、より野心的で喫緊のアクションが求められる。

化学物質の役割と適正管理

- 化学物質は日々の生活において重要な役割。
- 悪影響の防止等において適正管理は不可欠であり、アクションによる経済・社会・環境的便益は明らか。

今後の展望

- Business as usualは選択肢になり得ない。
- 化学産業の規模は2030年までに2017年比で倍増する見込み。
- 有害物質は継続的に排出されており、ばく露による人の健康への影響も。

GFCは「環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物による害を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化する」ことを目的とする。

- 三大危機（気候変動・生物多様性の損失・汚染）に対応するための連携と調整を強化
- 持続可能な化学への移行を促進
- より安全で持続可能な製品に関するイノベーションを促進
- GFCは2030年アジェンダの達成にも貢献

II. ビジョン

“A planet free of harm from chemicals and waste
for a safe, healthy and sustainable future”

-安全で健康的かつ持続可能な未来のため
に、化学物質や廃棄物による悪影響から
解放された地球-



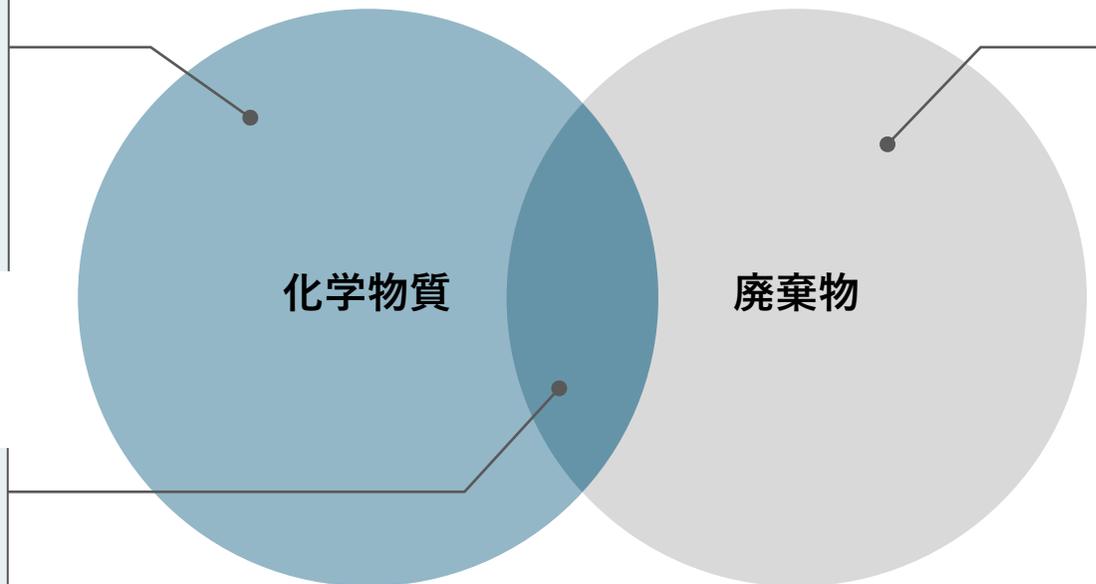
* ビジョンの前半部分「A planet free of
harm from chemicals and waste」は、
GFCの名称のタグラインとしても採用。

III. スコープ

- **GFCがカバーする範囲は「化学物質のライフサイクル（製品や廃棄物段階を含む）」**である旨を定める。したがって、化学物質由来ではない廃棄物（例：食品廃棄物）はGFCの管轄外。
- **GFCはマルチステークホルダー・セクターの枠組み**である旨を定める。さらに、全ての関連部門（環境・保健・農業・労働・化学物質のライフサイクルに係る主体等）による関与を包括する。

- 有害物質
- イノベーション
- 製品デザイン・グリーン調達・サプライチェーンでの情報伝達
- 不法貿易 他

- 有害物質廃棄物管理
- 医療廃棄物管理
- 使われなくなった農薬
- 禁止済み化学物質 他



- 食品廃棄物
- 家庭ごみ
- 放射性廃棄物
- 都市ごみ
- 焼却灰
- 下水汚泥 他

GFCのカバー範囲（青色）のイメージ

IV. 原則とアプローチ

- GFCが指南（guide）されるものとして、リオ宣言における原則とアプローチ、付属書IIに掲げるもの（適宜）、GFC本文に記載しているその他の原則とアプローチを言及。

GFCの原則とアプローチ

リオ宣言における 原則とアプローチ

GFC付属書II

- 人間環境宣言(1972)
- アジェンダ21 (1992)
- 国連ミレニアム宣言 (2000)
- ヨハネスブルグ 実施計画 (2002)
- ドバイ宣言 (2006)
- モントリオール議定書 (1989)
- ILO 化学物質条約 (1990)
- バーゼル条約 (1992)、ロッテルダム条約 (2004)、ストックホルム条約 (2004)
- 水俣条約 (2017) 他

その他の原則とアプローチ

- 知識と情報
- 透明性
- 人権
- 脆弱な状況下の集団
- ジェンダー平等
- 予防的アプローチ
- 公正な移行
- 連携と参加

※詳細をGFCの枠組みに記述。

付属書II (原則とアプローチ関係)

- 付属書IIには、法的拘束力の有無に応じてGFCを指南する原則とアプローチを整理。

法的拘束力無し

- Declaration of the UN Conference on the Human Environment (1972)
- Agenda 21, (1992)
- Rio Declaration on Environment and Development (1992)
- Beijing Declaration and Platform for Action (1995)
- Bahia Declaration on Chemical Safety (2000)
- United Nations Millennium Declaration (2000)
- Johannesburg Plan of Implementation (2002)
- Dubai Declaration (2006)
- WHO Principles for Evaluating Health Risks in Children Associated with Exposure to Chemicals (2006)
- UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (2007)
- Guiding Principles on Business and Human Rights (2011)
- The Future We Want (2012)
- International Code of Conduct on Pesticide Management (2014)
- Addis Ababa Action Agenda (2015)
- ILO Guidelines for a just transition towards environmentally sustainable economies and societies for all (2015)
- The 2030 Agenda for Sustainable Development (2015)
- Conclusions of the Sixtieth Session of the Commission on the Status of Women (2016)
- ILO Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy (2017)
- WHO, Chemicals Road Map (2017)
- UNGA Resolution on the human right to a clean, healthy and sustainable environment (2022)

法的拘束力有り

- Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women, (1979);
- Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, (1989);
- ILO, Chemicals Convention, (No. 170), (1990);
- Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal, (1992);
- ILO, Prevention of Major Industrial Accidents Convention, (No. 174), (1993)
- Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade, (2004);
- Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants, (2004);
- International Health Regulations, (2005);
- Minamata Convention on Mercury, (2017);
- All ILO Fundamental Conventions, including Occupational Safety and Health Convention, (No. 155), (1981) and Promotional Framework for Occupational Safety and Health Convention, (No. 187) (2006), and all other relevant international labour standards pertaining to health and safety in the area of chemicals and waste.

V. 戦略目的とターゲット（戦略目的）

- GFCが目指す5つの戦略目的と、その達成のためのターゲットを設定。

戦略目的A



化学物質と廃棄物の適正管理のための
法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装

戦略目的B



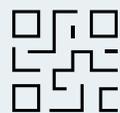
意思決定とアクションのための
包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

戦略目的C



懸念課題の特定・優先化・対応

戦略目的D



便益の最大化とリスクの防止・最小化のための
製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装

戦略目的E



リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び
関連意思決定プロセスへの統合を通じた実施の向上

V. 戦略目的とターゲット（ターゲット）



戦略目標A：法的枠組・組織的メカニズム・能力の実装

- ターゲット
- A1：政府は、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築。
 - A2：政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定。
 - A3：企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施。
 - A4：関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の不法貿易・取引を効果的に防止。
 - A5：政府は、2030年までに国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて国際義務に沿って取組。
 - A6：全ての国は、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する。
 - A7：関係主体は、2035年までにリスクが管理されていない場合等を除き、農業で毒性の高い農薬の廃止措置を講じ、代替への移行等を促進。



戦略目標B：知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

- ターゲット
- B1：2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報の生成・公開・アクセスされている。
 - B2：関係主体は、2030年までにバリューチェーンにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り公開。
 - B3：関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開。
 - B4：関係主体は、2035年までに有害・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールを適用。
 - B5：2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施。
 - B6：全ての政府は、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施。
 - B7：関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開。



戦略目標C：懸念課題の特定・優先化・対応

- ターゲット
- C1：特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施。

ターゲット

V. 戦略目的とターゲット（ターゲット）



戦略目標D：製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装

↑
ター
ゲ
ット

- D1：企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成。
- D2：政府は、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施。
- D3：民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用。
- D4：関係主体は、2030年までに研究や革新プログラムにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先。
- D5：政府は、2030年までに安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やプログラムを実施。
- D6：2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される。
- D7：関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施。



戦略目標E：リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等

↑
ター
ゲ
ット

- E1：政府は、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化。
- E2：2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化。
- E3：全ての部門で、適正管理に必要な全てのソースからの資金を特定、動員。
- E4：適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討。
- E5：政府は、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる。
- E6：関係主体は、2030年までにその他環境・保健・労働政策とのシ너지や関係性を適宜特定し、強化。

※「関係主体（stakeholders）」には、政府、地域経済統合機関、政府間組織、市民社会、産業界、企業、金融部門、開発銀行、学术界、労働者、小売業者、個人などが含まれるが、これらに限定されるものではない。また、「部門（Sectors）」には、農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働が含まれるが、これらに限定されるものではない。

VI. 実施支援メカニズム

- GFCの実施を支援するための各種メカニズム（実施プログラム、国内実施、地域協力と調整、部門・主体による関与向上）を定める。

実施 プログラム

- 戦略目的の実施支援やターゲットの到達に向けた支援プログラム。全ての関係主体による参加がオープンであるが、そのマニデート、TOR、作業計画等を今後策定することになっており、臨時作業部会でその方向性等を検討予定。

国内実施

- 政府は、関連部署や関係者の関心が反映されるようなアレンジメントを設置。
- 政府は、コミュニケーション等を円滑化するために国内フォーカルポイントを設置。
- 政府は、国レベルでの取組のために国内実施計画を策定。

地域協力と 調整

- 地域に対して、共通の優先事項の特定、地域実施計画の策定と地域・準地域でのアプローチやプロジェクトの検討、地域フォーカルポイントの任命、の実施を適宜奨励。

部門・主体に よる関与向上

- 全ての関連部門や主体による関与、コミットメント、適正管理の重要性。
- 政府は、規制・非規制的枠組み、組織構造、能力の改善・強化等を適宜図る。
- 関連地域条約・プログラム・プロセス（部門間での省庁フォーラム等）による国内支援。
- 産業界と民間部門による関与の大幅な強化と対応の実施（デューデリジェンス等）。
- WHO Chemicals Road Mapの使用の奨励。
- 労働者・コミュニティ・環境保護の重要性、化学物質と廃棄物の有害性からの全ての労働者の保護。

VII. 懸念課題

- 懸念課題（Issues of Concern）の定義、推薦・選定・採択プロセス、実施支援メカニズムを定める。

定義

一般に認識されておらず、十分に対応されておらず、又は現在の科学的情報から潜在的な懸念になるもの、及び人の健康や環境に悪影響を及ぼし得るもの

推薦・選定・採択プロセス

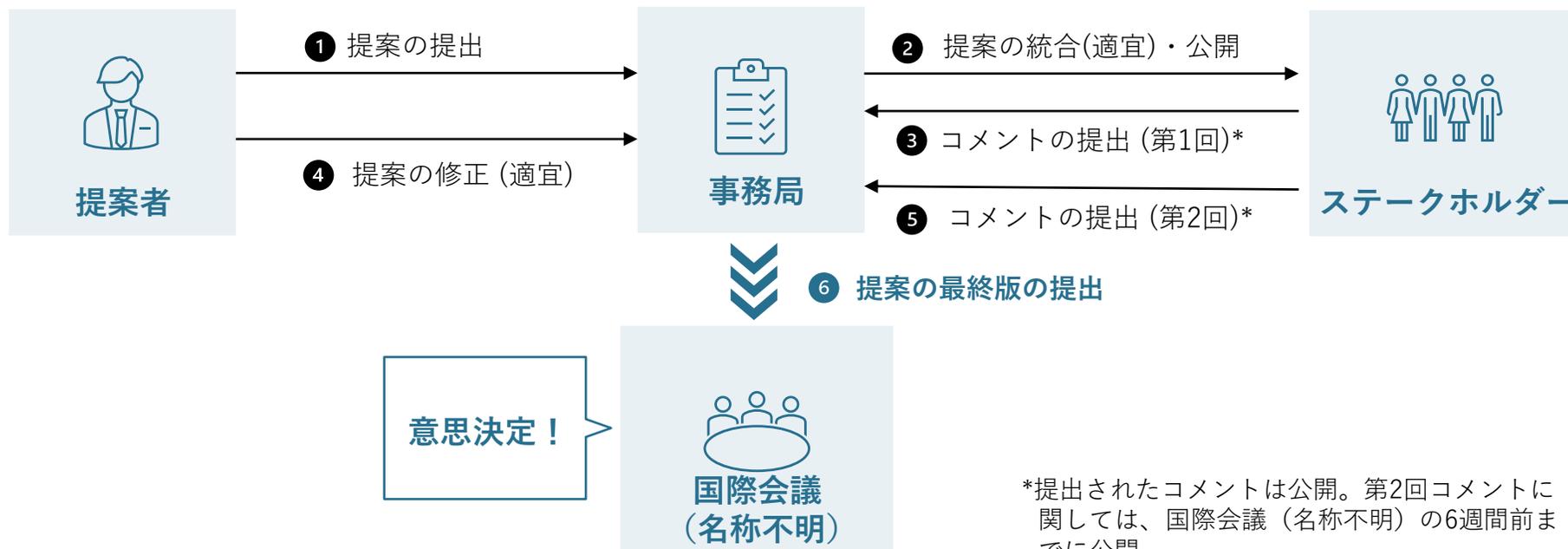
- 課題として推薦するために、付属書Iに掲げる情報を提出。
- 事務局が推薦をレビューし、全ての関係主体に回覧。
- 国際会議（名称不明）は、
 - 決議で課題を選定・採択。複数の提案がある場合は、人と環境保護の観点で最も重要な課題を優先。
 - 各課題について、臨時マルチステークホルダー部会を設置。
 - 提出情報を踏まえ、具体的な活動やアクション及びタイムラインを特定し、臨時マルチステークホルダーでの検討を提言。
- 臨時マルチステークホルダー部会は、
 - 作業計画（各課題のターゲットや指標を含む）を策定・精査し、その実施を奨励。
 - 実施に向けて関連機関と調整 他。

実施支援メカニズム

- 臨時マルチステークホルダー部会は、進捗のモニタリングと報告を管轄し、作業計画の実施を奨励。
- 国際会議（名称不明）で、懸念課題について更なる作業の必要性や作業の完了を決定。

付属書I（懸念課題関係）

- 付属書Iには、懸念課題として提出するための情報や、推薦プロセス等を整理。



① 「提案の提出」において提出する必要がある情報

- 課題として取り扱う上でGFCが最善である理由
- 人の健康や環境への影響（脆弱な人々、生物多様性・生態系、有毒・生態・環境的運命と挙動、ばく露データを考慮）
- ビジョンの達成における重要性、既存の対応、対応すべきニーズ
- SDGsの達成への貢献
- 分野横断性（分野レベルでの横断性を含む）
- 地域・国際レベルにおけるその他の機関での対応と、提案されたアクションとの関連性・補完性・重複
- 既存の知見、過去の関連活動、科学的不確実性、ギャップの要約
- 作業計画（ターゲット、指標、作業のタイムラインを含む）
- 潜在的なリード機関とマルチセクターステークホルダー・セクターによる関与の機会

VIII. 能力形成

- 能力形成における、1) 資金に関する統合アプローチに沿ったリソース動員、2) 支援のためのステークホルダーによる協力、3) 多国間環境協定等における活動との一貫性、の重要性を一般的に言及。さらに、4) **能力形成戦略の策定**を明言。

能力形成戦略

- 産業界は利益を生んでおり、かつ生産量は増大しているという認識のもと、国際会議（名称不明）は、能力形成と相互合意に基づく技術移転を支援するための「**能力形成戦略**」を策定。
- 能力形成戦略には、能力形成ツールやその他のイニシアティブを含む。
- 策定後、国際会議（名称不明）は定期的に
 - 戦略の影響を評価し、有効性を改善し、
 - 全ての関係主体のニーズを検討し、必要な提言を行う。

Capacity-building Hub

- 能力形成ツールの一貫として、ICCAがリソース提供側とニーズ側のマッチメイキングを図る「能力形成ハブ」をUNEPに設置する決議案を提出したが、掲載データや技術の品質管理、および運用経費の観点から反対意見があり、不採択。

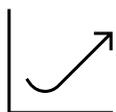
Code of Conduct on Chemicals and Waste

- アフリカ地域からは、化学物質と廃棄物の適正管理に関するCode of Conductの策定が提案されたが、関連するガイダンス等が既に存在している等の理由で決議は不採択。
- 一方で、会合報告書にこれに類似する文書や今後の対応の必要性を反映する旨に合意。

IX. 資金的配慮

- GFCの戦略目標やターゲットの達成において、適切・予見・持続可能なファイナンス、技術援助、能力形成、相互合意の下での技術移転は不可欠であることに加え、そのために必要な要素として、「**資金に関する統合アプローチ**」や「**パートナーシップ**」における各主体の役割等を明記。

資金に関する統合アプローチ



主流化

- 資金関係組織、民間部門、投資家に対して、資金提供の対象活動に化学物質と廃棄物の適正管理を統合するよう奨励。



民間部門の関与

- 民間部門によるコストの内部化と、適正管理における資金・非資金的貢献の増加。
- 民間部門による戦略目標やターゲットの支援 (GHS、データ生成・共有・能力形成等)と、イノベーションや規制遵守等へのコミット。



専用外部資金

- UNEPが運営機関となるGFCの実施基金 (Global Framework on Chemicals Fund) を設置。全ての国や民間部門に対してGFC Fundへの貢献を呼びかけ。
- GFC FundへのQuick Start Programmeの残金の移行。

パートナーシップ

- 関係主体に対して、多様な部門で、透明性・説明性のあるパートナーシップの創設と実施を奨励。

GFC Fundの委託事項を別途定める決議を別途採択。

X. 組織的アレンジメント

- 国際会議（名称不明）、ビューロ、事務局の機能や役割を整理。なお、ICCMは3年毎に開催される。



国際会議（名称不明）

- ギャップ対応のための実施・進捗レビューの管轄
- 国際枠組みの実施支援と協力
- 適正管理キャパの強化促進
- 参加に関する促進・向上・支援
- 新規動向やトレンド等の意識啓発
- 優先事項の特定
- 科学・政策パネルの成果物の検討
- IOC対応プロセスの決定
- 補助機関の設置
- 統合アプローチの実施支援
- 報告の受領とアセスメント
- 活動の実施評価・実施レビュー・作業計画の更新
- ハイレベルセグメントの開催
- 枠組み更新・改正プロセスの開始
- 3年毎の国際会議（名称不明）の開催** 他



ビューロ

- 手続き規則に準じたビューロ構成。
- ビューロは、GFCの特性（マルチステークホルダー・セクター）を考慮し、地理バランスやジェンダーバランス及び政府代表間における部門を考慮。



事務局

- 関係主体のネットワークの設置と維持の促進
- GFCの実施の促進
- IOMCやその他国連機関及び関連する国際同意の事務局との関係強化の継続
- 科学・技術的情報共有の促進とクリアリングハウスサービスの提供
- 国際会議（名称不明）や会期間会合、地域会合の促進及び報告書や提言の普及
- 技術・政策・科学的補助機関や臨時専門家機関の支援
- 全ての部門と主体による参加の促進・向上・支援
- GFCの実施に関する国際会議（名称不明）への報告

XI. 進捗把握

- 指標の進捗やGFCの戦略目標やターゲットの到達における貢献等を定期的に報告する。結果は事務局が取りまとめ、可視化された、伝達可能な方法で提示される（ダッシュボード等）
- GFC全体の進捗は、第三者によって独立して行われるが、そのTORは国際会議（名称不明）が定める。

報告



報告内容・頻度・方法

- GFCの実施に関する取組、指標等への進捗、実施に向けた貢献を報告（頻度は国際会議（名称不明）が定める）。
- 別途提供されるガイダンス等に沿って、オンラインツールを通して提出。



報告結果の提示

- 報告内容は、事務局が取りまとめ、進捗を可視化した伝達可能な方法で提示。
- 影響指標を通して、IOMCはターゲットや戦略目的への進捗を分析するよう国際会議（名称不明）から招待を受ける。

全体の第三者評価

- GFCの全体の有効性は、GFC会議が定めるTORに沿って、独立して行われる（時期は国際会議（名称不明）が定める）。

付属書III（進捗把握）

- 付属書IIIに、**GFCの進捗を把握するための全体的な枠組みや利用可能な指標のカテゴリ等を整理した「測定枠組み」を整理**。測定枠組みの詳細は、別途設置された臨時作業部会（決議に関するスライドを参照）によって検討される予定。

ビジョン

「安全・健康・持続可能な将来のための化学物質・廃棄物の害がない地球」

ハイレベル指標

化学物質・廃棄物による世界的な疾病負荷・環境負荷（詳細未定）

戦略目的

5つの目標（①能力・法制度の整備、②知識・情報・データ、③懸念課題、④より安全な代替、⑤意思決定プロセスへの統合）

ヘッドライン指標

戦略目的への達成状況を示す高次元の指標（詳細未定）

ターゲット

戦略目的ごとのターゲット（計28種）

指標

ターゲットの進捗を測るためのターゲット別の指標（詳細未定）

XII. 枠組みの改正と更新

- GFCの更新・改正提案は政府からのみ受けつけ、その内容は国際会議（名称不明）の6か月前までに通達される必要があるが、更新・改正提案に関する正式な採択には国際会議（名称不明）でのコンセンサスが必要。
- 国際会議（名称不明）は、1) セクションXI（進捗把握）で求められる全ての関係主体からの情報やデータのアセスメント、2) GFCの全体的な有効性をレビューするために国際会議（名称不明）によって求められた定期報告の結果、を考慮して、GFCの枠組みを更新又は改正するプロセスの開始を検討。
- 上記の更新又は改正は政府から提案されることとし、その採択には国際会議（名称不明）による正式な採択を要する。更新又は改正提案については、事務局から、全ての関係主体とフォーカルポイントに対して、国際会議（名称不明）の少なくとも6か月前までに伝達される必要がある。

ICCM5で採択された決議（概要）

決議	決議の概要
GFCとボン宣言の採択	SAICMの後継 (successor)としてのGFCを採択し、ボン宣言を承認。
作業プログラムと予算	2024～26年における事務局の作業計画、予算、人員等を承認。
（SAICMにおける）新規政策課題とその他の課題（EPIs and IOC）	<ul style="list-style-type: none">• 全てのEPIsやIOCを、ICCM6でその取り扱いを定めるまで、GFCの下での「懸念事項」とすることを決定し、ICCM6までその取組を継続することを奨励。• IOMCに、EPIsやIOCの実施や今後に関する提言を含む報告書の作成を呼びかけ。
国際協力と連携	<ul style="list-style-type: none">• 関連政府間組織や多国間協定に対して、GFCの承認、認識、支援を呼びかけ。• 事務局に、SPPとの連携や昆明生物枠組とのリンクに関する報告書の作成を要請。
フォーカルポイントガイドライン	事務局に、フォーカルポイントに関するガイドラインの作成を要請。
実施アレンジメント	<ul style="list-style-type: none">• 関連主体に、GFCの実施や効果的な管理政策・システムの構築等を要求。• 事務局に、GFCの運用に必要なアレンジメントの特定と提言の作成を要請。• IOMC等に「実施プログラム」に関する提案の作成を呼びかけ。
資金的配慮	<ul style="list-style-type: none">• 事務局に、既存の資金・投資フローや資金ニーズの評価を要請。GFC Fundの委託事項 (TOR) を採択し、当該評価を考慮して次回会合でのTORの見直しを決定。• 国連各地域から2名で構成されるGCF Fundに関する執行理事会を設立。
毒性の高い農薬	<ul style="list-style-type: none">• 「毒性の高い農薬に関する世界的アライアンス」の設立を承認。アライアンスに、ターゲットやマイルストーンを含む行動計画の作成を要請。
健康監視システム	健康監視システムデータ収集や、懸念がある化学物質のトレンドの分析に資する世界的ネットワークの創設に関する提言の作成を奨励。
測定枠組み	<ul style="list-style-type: none">• 測定枠組みの最終化のための、測定と指標に関する公開臨時部会を設立。
ジェンダーの主流化	<ul style="list-style-type: none">• ICCM6での検討に向け、事務局にジェンダーアクション計画の作成を要請。

ICCM5で採択された決議（一部の個別決議）

ジェンダー

- 事務局に、ICCM6での検討に向けて「**ジェンダーアクションプラン**」の作成を要請。
- 全ての主体に、**アクションプランの目標に向けた取組を支援するよう奨励**（ジェンダーアクションプランの策定、ジェンダー平等の促進や女性のエンパワーメントのための環境整備を図る取組等）。

測定枠組み

- ICCM6での検討に向けて、附属書Cに整理する測定枠組みと指標の最終化に向けた提言を作成するための、**測定性と指標に関する公開臨時作業部会**を設置。

保健監視システム

- ポイズンセンターと保健省・保健当局との組織的関係性の強化を奨励。
- 関係主体に、保健管理システムの設置・強化を奨励。
- **特定の化学物質について、保健監視データの収集とトレンド分析のための世界的ネットワークの創設のための提案の作成を奨励。**

毒性の高い農薬アライアンス

- **毒性の高い農薬に関する世界的アライアンスの設置を承認。**
- アライアンスに対して、GFCへのターゲットの実施、**特に実施計画の策定と実施を支援するよう要請**。当該計画には毒性の高い農薬に関するクライテリアやリスクを管理するためのアプローチを記載すること。

資金的アレンジメント

- 事務局に、既存の資金・投資フローや資金ニーズのアセスメントの実施を要請。**Global Framework on Chemicals Fund (GFCF)**を設置し、その**TOR**を採択。政府等関連主体にGFCFへの貢献を呼びかけ。
- ICCM6で、上記のアセスメントの結果を考慮してTORの見直しを決定。
- 国連各地域2名で構成されるGFCFの執行理事を設置。

GFCFのTOR（概要）

- 設置から**5年間**は自主的貢献を受け付け、その日から**7年間**、資金を提供。
- 政府、民間部門（産業界・財団を含む）、**NGO、その他主体からの貢献**を奨励。
- 途上国と経済移行国に支援。
- 執行理事がプロジェクトを承認。
- 信託基金の運用について、執行理事は国際会議（名称不明）に定期的に報告。

今後の予定

実施内容	実施主体
GFCの測定枠組みと指標の最終化に向けた提言の作成	公開臨時部会
ターゲットやマイルストーンを含む、毒性の高い農薬に関するアライアンスの行動計画の作成	毒性の高い農薬に関するアライアンス
SAICMのEPIsや懸念事項の実施状況や今後の取扱いに関する提言を含む報告書の作成	IOMC
実施プログラム（Implementation Programme）に関する提案の作成	IOMC
GFCの運用に必要なとなるアレンジメントの特定と提言の作成	事務局
化学物質・廃棄物・汚染に関する科学・政策パネルとGFCの連携、及び昆明モニタリングオール生物多様性枠組みとGFCのリンクに関する報告書の作成	事務局
フォーカルポイントガイドラインの作成	事務局
ジェンダーアクションプランの作成	事務局
既存の資金・投資フローや資金ニーズに関するアセスメントの実施	事務局
その他GFCの実施に資する作業	事務局
Global Framework on Chemicals Fundの理事を選出	各地域

参考文書

- IP4の会合文書
<https://www.saicm.org/Beyond2020/IntersessionalProcess/FourthIntersessionalmeeting/tabid/8226/language/en-US/Default.aspx>
- ICCM5の会合文書、**ボン宣言・ICCM5決議・GFC枠組み文書 (Advance)**
<https://staging.saicm.org/events/iccm5>
- SAICM関連文書（ドバイ宣言、全体方針戦略、世界行動計画、関連決議（ICCMの手続き規則に関する決議II/1を含む））
https://www.saicm.org/Portals/12/Documents/saicmtxts/New%20SAICM%20Text%20with%20ICCM%20resolutions_E.pdf
- SAICMの実施状況評価レポート
https://staging.saicm.org/sites/default/files/documents/SAICM_ICCM.5_INF_1.pdf (2006-2015)
https://staging.saicm.org/sites/default/files/documents/SAICM_ICCM.5_INF_2.pdf (2017-2022)
<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/28113/GCOII.pdf?sequence=1&isAllowed=y>
(Global Chemical Outlook II)